

(2) ①申立人の氏名等の記載欄の書き方、注意事項

ふりがな		生年月日	
氏名		大昭平	年 月 日
ふりがな		生年月日	
氏名		大昭平	年 月 日
ふりがな	A	大昭平	年 月 日
氏名		大昭平	年 月 日
ふりがな		大昭平	年 月 日
氏名		大昭平	年 月 日
ふりがな		大昭平	年 月 日
氏名		大昭平	年 月 日
ふりがな		大昭平	年 月 日
氏名		大昭平	年 月 日

***A 申立人の氏名**

- ▶ ここには申立人となる人の氏名、ふりがなを記入します。
- ▶ 申立人となるのは費用を負担したり、辛い思いをした損害を被った人です。
 - 例① 避難による精神的損害（慰謝料）は1人1人に損害が生じているので、世帯の全員分を申立てる場合、全員(含未成年者)の名前を記入してください。
 - 例② 土地や建物の価値減少分の賠償請求は、所有者が申立人になります。
- ▶ 家族全員分の賠償を1通の申立書で申立てることができます。
 - 申立人が複数の場合は、手続を進める代表者を決め、申立書2枚目などに記入しておくことADRでも分かりやすいです。
- ▶ 申立人ではない人が、別の家族に生じた損害の賠償を代わりに請求する場合には、代理人による申立ての方法になります。
 - 例②の場合で、親が所有する土地について、親に代わって申立人とならない子が賠償請求する場合
 - 代理人による申立ての場合、委任状の提出が必要です。
 - 代理人の詳細は3ページに記載しています。
- ▶ 申立人の氏名は、代表者や代理人が代筆しても構いません。

***B 申立人の生年月日**

- ▶ ここには、申立人の生年月日を記入してください。
- 未成年の場合、親等が代わって申立てを行います。

(3) ②申立人の住所欄等の書き方、注意事項

現住所（居所）	T	A
	<input type="checkbox"/>	上記住所（居所）を郵便物の送付先（指定通知場所）とする。
平成23年 3月11日時点 住所	<input type="checkbox"/>	同上 福島県
電話番号	①電話（携帯）	C () ()
	②電話（携帯）	() ()

*** A 現住所**

- ▶ 現在、実際にお住いの場所（郵便物を受け取る場所）の住所を記入してください。
- ▶ 現住所欄に記入した住所を郵送先とする場合は、☑を入れてください。

*** B 原発事故当時の住所**

- ▶ 平成23年3月11日時点の、お住いの住所を記入してください。
- ▶ A欄に書いた住所と同じ場合には、☑を入れてください。

*** C 電話番号、FAX番号**

- ▶ ADRセンターの担当者から電話がかかってくるので、平日の日中に連絡の取れる番号を記入してください。
- ▶ 申立人が複数の場合は、手続を進める代表者の電話番号を記載します。
- ▶ 第一希望の電話番号を①に、第二希望を②に記載してください。第二希望はなければ空欄で構いません。
- ▶ FAX番号はFAXをお使いでなければ、記入する必要はありません。

(4) ③代理人詳細の注意事項

代理人の詳細	<input type="checkbox"/> 有 ⇒ 代理人につき委任状記載のとおり <input type="checkbox"/> 郵便物の送付先（指定通知場所）は委任状記載の代理人住所とする。
--------	--

※代理人による手続ができるのはADRが認めた場合のみで、全てのケースで代理人による手続ができるわけではありません。

- ▶ ADRが代理人と認めているのは次の表に示す人で、それぞれの場合に応じた代理権を証明する書類等の提出が必要です。

代理人となれる人	提出書類
申立人の法定代理人 (未成年の親、成年後見人等)	親：戸籍謄本等 成年後見人：登記事項証明書等
申立人の三親等内の親族 (親、子、孫、祖父母など)	申立人の作成した委任状 申立人との続柄が分かる戸籍謄本等
申立人の同居の親族 (原発事故前後の同居の親族)	申立人の作成した委任状 同居の事実が分かるもの（住民票等）
ADRが代理人となることに 相当な理由があると認める人	申立人の作成した委任状 代理人となる理由を書いた書面

- ▶ 詳細は、ADRの「代理人による申立てをお考えの方へ」も参照してください。

(2) ①東京電力への照会同意欄の書き方、注意事項

1 私は東京電力に対し、賠償を直接請求したことがあります。
 ⇒ 私が東京電力へ提出した請求書・証拠資料等を ADR センターが取り寄せ、
 手続で利用することに同意します。

- ▶ ここには、これまで東京電力に直接請求で賠償請求をしたことがある場合は、ADR が東京電力に直接問い合わせ、提出済みの資料を確認することに同意するかどうかを記入します。
 同意することで、手続きの負担は軽くなります。
- ▶ 同意する場合には、 を入れます。

(3) ②請求金額欄について

2 私は東京電力ホールディングス株式会社に対し、妥当な金額の賠償金の支払いを求めます。

- ▶ 請求金額を記入しないことで、和解の際の賠償額が低額になるなど不利な取扱いをされることはありません。
- ▶ 請求する金額が決まっている場合は、金額や計算式を3(2)の記載欄(P4④部分)に記入してください。

(4) ③請求する損害項目の内容欄の書き方、注意事項

3 請求の具体的内容は次のとおりです。

(1) 請求する損害項目は次のものです。

<input type="checkbox"/> 精神的損害	<input type="checkbox"/> 避難費用	<input type="checkbox"/> 生活費増加費用
<input type="checkbox"/> 営業・営農損害	<input type="checkbox"/> 就労不能損害	
<input type="checkbox"/> 土地・建物の価値減少	<input type="checkbox"/> 家財の価値減少	<input type="checkbox"/> その他の財物の価値減少
<input type="checkbox"/> 自主除染費用		
<input type="checkbox"/> 生命・身体障害		
<input type="checkbox"/> 上記以外 (_____)		

- ▶ ②の部分で書いた賠償の請求金額の理由として具体的に被った損害の内容を記入します。当てはまる損害項目の を入れます。
- ▶ 損害項目に当てはまる事情は次のページの表をご参照ください。
 あらかじめ記載されている損害項目以外の項目を請求する場合には「上記以外」の を入れ、() にその項目名を記入します。

損害項目	当てはまる事情
精神的損害	避難生活で被った精神的苦痛（直接請求では1人月10万円の慰謝料）、その他の精神的苦痛など
避難費用	避難にかかった交通費・宿泊費・引越費用、避難先で支払った家賃、避難先からの一時帰宅費用、避難した家族間での面会の際に負担した交通費、避難先からの帰還費用（交通費・引越費用）など
生活費増加費用	避難など原発事故の影響で増加した食費・水道光熱費・通信費など
生命・身体損害	避難により病気や怪我、または、持病の悪化で負担した医療費、通院交通費、入通院慰謝料など
家族の死亡慰謝料	避難のために体調を崩し、亡くなった家族の死亡によって被った精神的苦痛
営業・営農損害	原発事故により事業・農業による収入がなくなった、減少した分（逸失利益）、営業・耕作の維持、再開のために余計な費用を負担した分（追加的費用）など
就労不能損害	原発事故により勤務先が事業を休止・廃業、避難のため退職などしたことによる収入の減少分。勤務先の移転や自分の避難などによる通勤交通費の増加分。
土地・建物の価値減少	避難による放置によって土地や建物が荒廃したことで、その価値が下がったなど
家財の価値減少	避難による放置によって家財（家具、家電、衣類等）が劣化したことで、その価値が下がったなど
その他の財物の価値減少	避難による放置によって自動車、農機具、立木等が荒廃し、その価値が下がったなど
自主除染費用	自分で除染を行った、業者に除染を委託してその費用を負担した、除染のために高圧洗浄機を購入したなど

(5) ④損害発生の事情欄の書き方、注意事項

▶ここには、③に書いた損害が原発事故の影響で発生した、具体的事情を記入。

ケース①：避難に伴う精神的損害や避難費用の賠償を請求する場合には、避難経路、支払った費用の内容をここに記入します。

記載例：平成23年3月11日～12日南相馬市原町区

→平成23年3月12日～8月31日福島市●●

→平成23年8月31日～平成24年3月31日山形県●●市

アパートの家賃：月5万円（平成23年3月～平成26年3月）

ケース②：不動産の賠償請求をする場合には、土地や建物を特定する事項をここに記入します。

記載例：甲土地一所在・地番：南相馬市小高区●●、地積200㎡、地目：宅地（名寄証明書のコピーを別紙でつける方法もあります。）

ケース③：就労不能損害賠償の請求をする場合には、原発事故前の勤務先や収入（月額又は年額）、退職時期をここに記入します。

記載例：勤務先 ●●株式会社□□支店（所在：南相馬市小高区△△）

月収 ●●万円

平成23年8月に退職した。

ケース④：生命・身体損害賠償を請求する場合には、病名、病気や怪我をした時期、入通院先の病院をここに記入します。

記載例：病名 高血圧（発症時期：平成23年9月）

通院先 ●●病院（所在：南相馬市鹿島区□□）

通院期間 平成23年5月1日～平成28年4月30日

※その他の注意事項

▶事情は思いつく範囲で構いません。申立て後に補充ができ、全ての事情を書く必要はありません。文章にする必要はなく、箇条書きでも構いません。

▶この様式（2枚目 3（2））に書く必要はありません。プリントアウトした任意の様式の文書を添付しても構いません。ただし、その場合、（2）①のADRの東京電力に対する照会の同意（説明は5ページ）については、記載するようにしてください。

→申立書が完成したら、ADRセンターに申し立てをします。

- ① 記載した申立書のコピーを3部取る。
- ② 原本・コピー2部を提出し、コピー1部を自分の控えにする。

【提出先】

- (1) ADRセンターの窓口を持っていく。
- (2) 東京事務所に郵送で送る。

〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 第8東洋海事ビル9階
原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所 宛て

- ③ 1か月くらいすると、ADRセンターの担当者から連絡が来て、手続きが始まります。

問合せ 南相馬市 復興企画部 被災者支援課
所在：南相馬市原町区本町2丁目27番地 西庁舎1階
電話：0244-24-5337
MAIL：hisashashien@city.minamisoma.lg.jp